

# 濃北一覽 卷之五

鷲見加賀守頼保

伝記

山口才三郎

夫いにしへ鷲見の盪觴いんしやうを尋るに、敏達天皇の御宇千二百七十八年大和国堂上藤原少将満近の末葉藤原左衛門尉武者修行に罷出諸国遍歴之内美濃国武儀郡武儀郡也飛州国境へ来り雲か嶽の麓霞ヶ洞と申所にて休息いたし昼寝しけるに夢となく現となく老翁来り此地ハ其方ニ由緒あれハ住居いたし可然とみて夢覚ぬ、藤原左衛門尉情思ひけるは扱あても不思議なる夢を見しものかな、かかる深山こえて面白からんと元来勇猛強勢の者なれハ、此所に住居致さんと山の口本に柴の庵を結むすひ山畑かきを持かかとして暮しけるか、飛州何某あやが妻を向へ一子を設け、山ノ口に住し由緒により諱を山口才三郎と名付しなり、其頃ハ法相宗長龍寺配下なりけるが、天長五年に長龍寺天台宗に叡山より御改なされ嘉永六年迄才三郎盛長の後白山妙理大権現十一面観音自在尊江日頃信念いたしけるに、正応三年嘉永元年迄長滝寺白山中の社普譜有之出来いたし、其社之内養老七年奈良の都より下りたまひし、元正天皇二刀三札の十一面観音或夜才三郎へ夢の告に長瀧寺へ迎ひに来るべしと見て夢覚む、才三郎ハ扱も有難き靈夢なりと直様長瀧寺へ迎ひに行けるに、十一面観音の祠へ立寄り礼拝すれとも見へ給ハす、不審に思ひ、堂の縁側へ出ケレハ、即縁側十一面観音出現まします、才三郎ハ弥尊いよいよ崇奉り、礼拝数度におよび供奉し、帰りしとなり、是即鷲見村氏神也後ニ長瀧寺配下と成り長瀧寺へ取戻す時に、大宮天皇御二男時丸君承久三年御誕生まします、折節正月一日の夜御夢ニ是より東北に當って鷲の巢籠有と見給ひ、是正數夢也、捜し見るべしと勅命下り武蔵権守ハ供人三拾四人召連東北を指して尋ね登りけるも美濃国長柄川に懸りけれハ、鷲の羽根流レ来り取揚見れハ四尺七八寸も有之、鷲の大石打とい

へる羽根也、白羽根に紺字にて鮮に八幡といへる文字あり、不審に思ひ是より山奥に鶯の巢有へき事ハ必定なり、さりながら八幡といへる文字の顯然たる事、神靈なるべしと、其羽根を挿戴き郡上をさして登りける、然るに東乙原といへる所にて休ミけるに、遙向ふの虚空を見れば、大鳥の舞ひ居けるを見て、鶯ならんといふべし鶯にあらざるべしといへり、夫より名付て、今に東乙原村に鴻見ヶ洞と云える所あり、武蔵権守ハ迎ニ山深く入けるに其地ハ郡上八幡ハ野原なりける故に、小野村に止宿して、夫より上之保明方と手勢を分け行けるに、所持したる鶯の石打羽根、八幡宮の神靈なれば此所に残し置べし鎮守となすべしと、其所の岩の穴にさし置かれしなり、「小野村の百姓等つて氏神となすべしとて山の峯ニ勧請して堂を建立し氏神と稱りける、是小野村八幡宮の御真体其頃より折々奇蹟多」然るに武蔵権守ハ上之保へ尋ね行けるに、「徳永村ニ而後所と號し八日逗留せし故ニ八日町といへるよし又、夫より追々に分登り飛州境に至り岩高村小左衛門といへるもの、方に止宿して、其近辺の山洞を窺ひ捜し求むるも、霞ヶ洞といへる所へ来りければ、山口才三郎といへるもの柴の庵を結び居ければ、夫へ便り鶯の巢を尋ね来りし事、委細に語りければ、山口才三郎申けるは此山の絶頂ハ雲ヶ嶽といへる高山なり、若や是にあらんかといへる故、爰ニ足を止め捜し見んと霞ヶ洞に小城小城と号し、式ヶ所陣所を構へ、七日余り逗留して、日々に才三郎案内にて、あなたこなたと捜しける大塚といへり」先私方へ御戻り、捜し求めされば、岩高村小左衛門ハ見舞ニ来り、長々ニ相成候へハ御勞も如何と伺ひに参りしなり、一先私方へ御戻り、御休息可然と申ければ、武蔵権守も山口才三郎へ、篤と相頼置、小左衛門方へ同道いたし帰りける然るに山口才三郎寂者、諸方を懸廻り尋ねければ、或日昼四ツ時頃と思ふ折ふし、大清水といへる処へ鶯の大鳥水呑に来りしを見請、行先を相考慕ひ見るに、雲ヶ嶽の絶頂へ飛行、夫より毎日常清水へ心を配り居ければいつものごとく鶯鳥水呑に來る事、兩三度ニおよぶ、其期を伺ひ見るに、雲ヶ嶽の絶頂に鶯の巢見へければ、山口才三郎ハ急ぎ岩高村小左衛門方へ罷越、武蔵権守ハ其由注進いたしければ、大きに歎び、直様才三郎同道にて、霞ヶ洞へ登りけるに鶯の唱声幽に二声聞へければ勇進でかけ登る今其所を小ふたごえと云ふ夫より六七町登りければ、二声大きに聞へければ亦々皆々悦びける今其所を大ふたごえと云ふ又四五町も登りければ、鶯の羽根落テあれば拾ひ取ながら進みける今其所を羽根落と云ふ夫より暫く行、休息して烏帽子をぬぎ、木の枝にかけ給ひけるゆ

今ニその所を云ふ夫より才三郎方へ行、休息あり、銘々にも具携へ武蔵権守ハ大弓を携へ、手勢打揃ひ、才三郎が案内にて、雲ヶ嶽へとこゝろさず深山なれば、藪を伐拂ハせ分け登る、遙にみあくれば鶯の巢と見へて大木の中に鳥の巢の形あり、間近くわけのぼり、能く見れば、鶯ハ人の來るを伺ひけるにや傍の林に、大鳥とまり居るを見て、武蔵権守ハ既に大弓に矢をつがひきり／＼と引きしぼり、丁とはなちければ、あやまたず矢先にかゝりながら鶯ハ人歩を目かけ、飛び来り、（一）挿付んとせし処、各太刀引ぬいてさし通す妻鳥を打取りければ雄鳥もつゝいて飛び来りけるを、兼而才三郎、左衛門より伝いし、秘相の太刀を帯しければ、抜手も見せず、何の苦もなく差通す、終に二羽共打取、夫より鶯の巢を手勢のもの共に下させ、子を生取にしければ、一同に歎ぶ事限りなし、岩高村小左衛門ハ其よしを聞き、向ひに來り共に歎び皆ニ小左衛門方へ同道して暫休息ある夫より岩高村を向見村云才三郎が在所を斯而武蔵権守ハ鶯二羽を生取にして籠に入、飛ぶかこゝくに道を急ぎ、都 帝皇へ有りし次第を申上、鶯を献し奉りければ、御満足斜ならず、御感悦浅からずして、其後建長三年五月十三日、嘉永元年迄五百九十六年ニ成ル武蔵権守へ、御褒美として、美濃国芥見庄鶯見八ヶ村川西川東永代知行千六百卅三石被下置、則鶯見御役料ニ向見村ニ一城を築き、其時御普請奉行稲葉大膳に被仰付、同五年八月三日御城出来ニ付、鶯見加賀守頼保居城したまひける、然るに山口才三郎を御召し被成、其許義此度格別の働きて、事成就いたし、其上其方ハ往古より地付の者なれば、大家といふものなり、向後手前同様鶯見大屋九兵衛と相改、第一番に独礼申付、御紋を被下、角けん菱御免被成候、印判も大屋といひし相用ひ、斯様被仰出、格別に御褒必有之、「註ニ曰く山口才三郎大屋九兵衛と相改其後大屋太郎左衛門と家督繼其後長嶺寺配下覚成なる、才三郎鶯を討取し勲を帯し道中いたせしに人を切りし、夢を見て、鶯の御免を授けられたるに血はしりて居るゆ、然るに鶯見加賀守より大屋九兵衛へ被仰へ降敷事と思ひ、白さやにいたし氏神へ納め給て名刀のよし鶯を取し時より鶯見村といへり、今の歌願寺是なり」差支有之、卷ヶ年断申上候処從、上様御越年御祝ひの御酒太平壺に被下置候事有、今ニ其太平壺、歌願寺に所持罷在、扱又東家の家老遠藤大蔵守江大屋御目見被仰付例月朔日十五日御酒御招伴罷出、遠藤大蔵守ハ赤谷山の城、東七郎、左衛門没落のせつ討死いたすなり、其後遠藤但馬守五町村長洲といへる所へ船遊参ニ御出被成候処、鶯見大屋通りかゝりし処、遠藤侯の御目ニ留り御船の中より大屋／＼と御呼かけ給ふ、御目見御免也、鶯

見大屋御傍へ立寄ければ、御船の中へ招呼給ひて、御酒を下され、数盃頂戴いたし、最早御免下されと申けれハもう沓ツと仰られけれ共辞退いたしけれハ、何成共望のものを肴に遣すべくと大盃を被下ける、大屋ハ然らば此洩を下さるべしと申けれハ、望の通り此洩を遣すべくと仰られけるゆへ、御近習大盃ニ酒をつきければ有かたく頂戴いたし、酒を呑ほし重てより此洩を大屋となし下されよと申ける、夫より大屋が洩といへり、然るに其夜其洩にて、遠藤侯御慰に夜網なされけれハ、驚見大屋ハ其よしを聞、其所へわさく参り、此洩ハ今日、我等殿様に貰ひし洩なり、夜網する事無用といふて、石を打掃りける、其翌日遠藤様へ御礼ニ参り御目通りいたし申けるは、昨日私頂戴仕候五町の洩にて、夜前夜網いたせしものあり、よつて私石を打掃りしといふけれハ、扱々それハ此方なりと仰られけれハ、夫ハ危き事石あたりひて重畳と申ける、殿様被仰けるハ、夜網の事ハ慰なれハ不肖いたし可申、其代り夜網の度毎に、其方ハ鮎を遣し申べしと仰られ、夫より夜網の節にハ鮎五十三疋ニ御足輕を付、御小人に為持被下しとなり此洩五町村長洩と云う其後遠藤右衛門佐常春侯御嫡子御誕生被成折節驚見大屋御機嫌伺に出けれハ、幸の時節に來りし出生の子に名を付よとの仰に長り奉り暫く相考、岩ハ堅もの松常盤木千代を重ね目出度ものなれハ岩松丸と御名を付、自身にかぶり居たる頭巾をぬぎ、是を岩松丸へ着せ置申べしと遣しける、夫より大屋ハ御祝義として、国縫之刀を差上奉りけれハ、御感悦斜ならず、驚見大屋ハ黒鹿毛の馬疋下されける、折節岩松丸へ遣せし頭巾を見れば洗濯して寄麗にいたしかぶせてあるゆへ、大屋申けるは頭巾を垢付のまゝかふせれハよいに洗てかふせれば、短命になけれハよいがと申せし成り

驚見家伝記

大宮天皇、末葉武藏權守美濃国郡上驚見郷ノ祖也

- 頼保 武藏權守 向驚見郷ニ住 重保 郡上太郎 法名宝仲 家保 郡上三郎 法名宝仲 保吉 郡上太郎 諸保 三郎 長保 三郎 忠保 三郎 建武時代ノ人勇将 保憲 三郎 康永三歲二月七日辛

建久年中東家へ屬す 銀村阿千美ノ城へ移

- 氏保 中務彦五郎 行保 中務彦六 保照 驚見伊豫守 別腹政家ノ不繼 光保 中務彦左衛門 貞保 中務六郎兵衛

天文十年銀阿千葉居城栗栖條脇城東家ノ攻寄合戦ニおよび打負切腹残者東家へ隨ふ者有之処、嫡子千代丸七歳家老餌取背負落行当国西牧谷へ逃れ守立、千代丸成人之上兵助ト改名いたし、織田信長公へ餌取廣綱諸共ニ罷出、御引立願出候処、信長公ノ郡上遠藤盛教侯、八幡城主之刻、以使者被仰遣候ニハ郡上驚見家浪人驚見兵助并臣下餌取廣綱願來候処、驚見家粗末ニ難相成よつて此方ニ而知行宛行可申哉、又は其方ニ而取持有之哉、否可承候被仰越之処、御意重々驚入盛教侯ノ信長公へ御返答ニハ何卒其者此方へ御遣し被下度取持可申と仰被遣候処、附人を添へ被遣候、然る処和睦之上、而家臣吉田作左衛門娘を驚見兵助ニ妻合セ、大嶋村を知行所ニ被下し也、然る処天正拾六年ニ八幡城主遠藤慶隆侯神路木越城主遠藤小八郎東美濃ニ御国替被仰付、少分之知行所ニ罷成候処、驚見兵助遠藤家之簾下たりといへとも元来百姓望之事故、御暇願ひけれハ、任ニ其意ニられ、大嶋村居住いたしける

- 正保 天正六年より 驚見兵助後十左衛門 從是驚見大嶋百姓ト成 保房 喜兵衛 加州金沢ニ住ス 経保 驚見十左衛門 大嶋村百姓 女 白鳥村 渡辺治左衛門妻 保光 与作後与三兵衛 保則 与三兵衛 保政 与三兵衛 右
- 大嶋村 十左衛門 先祖略す郡上郡目城居住之人 東下総守 玉井三郎 驚見藤三郎 驚見家之由緒 向驚見村にも有、
- 穴洞村にも有、当国西牧谷にも有、飛州檜谷村檜谷寺由緒有、長瀧寺等寛坊由緒有、遠藤盛教旗下之節ハ驚見兵庫牛道郷ノ穴馬所領す

御書  
美濃国郡上郡之内驚見郷川西川東地頭職事任相伝驚見中務少輔入道禅峯可令領掌之状如件  
明德元年九月六日  
如此書記数品略す

川西川東地頭職事任相伝驚見中務少輔入道禅峯可令領掌之状如件  
長瀧寺等寛坊由緒有

# 濃北一覽 卷之七

目次

- 一 粟栖東常慶劔鷲見を攻取事
- 一 遠藤胤縁同盛数和田五郎左衛門を討取事
- 一 東下総守常慶八幡大鳴山ニ城を築事
- 一 神路木越遠藤六郎左衛門東常慶江頼の事

附

遠藤盛教福野川合七郎を討取事

- 一 東殿山東七郎左衛門神路木越遠藤新兵衛を鉄炮ニ而討取事

- 一 遠藤六郎左衛門盛教東殿山東七郎左衛門を攻取事

附

遠藤盛教同胤俊簾下之事

## 粟栖東常慶劔鷲見を攻取事

夫鷲見家ハ元来向鷲見に居城なりしに、先年東家合戦におよび、敗北して簾下となる、其後劔村阿千葉目城江移る、然れ共、公義江勤、所領も往古之通領す、簾下と申のミにて、家来にあらすよつて、東家の自由にもならず、従はされハ、いつとなく矛盾となり、天文十年粟栖篠脇の城主東常慶侯劔同城の鷲見市兵衛貞保を攻亡さんと企て、軍勢を催しけるに

七三

七四

鷲見家にも其よし聞伝へけれハ、手勢を集め評定して、軍兵の用意をなす、篠脇の城には、はや出陣を催し一番手ニ劔取肥後ハ黒鹿毛の馬に打跨り、十文字の劔引提、一さんニかけ出す、二番手ニ日置主計助、芦毛の馬に打乗り、家来に劔を持せ、しづくと立いづる、三番手に松井縫殿助軍兵引連れ、月毛の馬に打乗、日の丸の旗飄し、陣太鼓・陣鐘・蝶貝吹立・雑兵に物の具携へ、劔の宮に陣所を構へ軍兵を集め、陣幕打廻し、八陣に備へを立、同城を目かけ打立ける城方には、はや責来ると手勢を揃へ鷲見藏人・川尻備中・森左膳大将鷲見市兵衛貞保黒米威の鎧に金米威の甲着し、大星の行騰を着て、赤木の太刀をはき、白柄長刀を構へ床几に座す、附添ふ面々上段下段に軍陣の構へをなし、今やおそしと待かけたる処、篠脇勢近く正面より押寄けれハ、城方より弓鉄砲手勢を揃へ、一時ニ離ちけれハ、雷鳴の落たることく寄手弓鉄砲兩般のことく打出といへとも遠巻なれハ、双方共ニ驚かず、互ニ時をうつして、ためらふ内晩景にもおよびけれハ、兼て相図やしたりけんこなたにて、狼煙を上ケれハ、裏山に而も相図の狼煙天を耀し篠脇の軍勢鯨波の声、陣太鼓・蝶貝吹立攻卸す、面々ニハ池戸内記・遠藤作右衛門・三ツ木三十郎・加賀美・土屋等近々ニ手勢を揃へ押寄る、城方には思ひよらさる裏手ハ責寄るを見て、たまりえず、最早此上ハ死物狂ひと、森左膳城外へ劔引提、日置主計助を目かけ突て懸る、主計助心得たりと受流し、こなたも劔をしごき突てかかる、受つ流しつ戦ひしか、目置主計助、森左膳が劔をはねかやせバ、あやまって劔を落す、付入て突ける劔を太刀引ぬいて切てかかる、互に数ヶ所の手疵を負ひ、双方ハ打込む、太刀互ニ肩先江切込ミ組打ニなつて、兩人共討死す、川尻備中・餌取肥後を目かけ、劔を捻つて突てかかる、餌取も同じく劔を以て受流し、互に秘術を尽し暫時があひだ争ひしが、川尻か脇腹江突き通セハ、何かハ以てたまるべき川尻ハ終ニ討死、裏手より責来る手勢ハ高堀打碎き、城内江乗り入んとするに、城方より、弓鉄砲を以て、防くといへとも、少勢なれハ力及ハず、最早夜軍となれハ、大将鷲見市兵衛貞保敵ニ生捕にあふも残念なり、切腹せんと覚悟をきわめ、家老廣綱を伴ひ、千代丸を連れ、当国牧谷に由緒あれハ、落行へしはやくと仰あれハ、鷲見家の家老餌取廣綱ハ若君七才の千代丸を背負ひ、奥方諸共涙ながらに忍び出、川を渡り、内ヶ谷山を越へ、美濃牧谷江落行、大将貞保ハ、兼而用意やしたりけん、三

宝ニ九寸五分引寄切腹す、鷲見藏人介錯して、共ニ追腹切て御供す、はや裏手よりハ追ハ城内江乗込み、篠脇の軍勢城へ火をかけ、一面の煙になる、同城の軍勢ハ過半討取れ、散々に落武者となつて逃失せける、篠脇勢ハ凱歌を掲て、引陣す

注ニ曰 其後鷲見家の藩人東家へ住込しものも有之、又所々に陣配りしものもあり、餌取廣綱ハ、千代丸を美濃國西牧谷へ連行、成長の後、信長公に願ひけれハ、郡上八幡の城主遠藤盛教へ使者を以て、鷲見家此度願ひ出候付ニ、疎に難相成、其方ニ而養育召さる哉、此方へ召抱可申哉否承り度旨被申越、信長公ハ仰軽からず、盛教侯早速、御請申上、鷲見兵助家老餌取廣綱共大嶋村を所領とす、鷲見家の系図に此事委しけれハ爰ニ略す、